字鍛冶屋
六九一番七
六九一番五
六九一番三
六九一番四
七二一番二
七二〇番三
七一八番
七一七番
七一六番一
七一五番
六五四番一
六五五番一
三十八号
三十九号から四十二号まで
四十三号から四十五号まで
四十六号から四十九号まで
五十号から五十二号まで
五十三号及び五十四号
五十五号及び五十六号
五十七号及び五十八号
五十九号及び六十号
六十一号及び六十二号
六十三号及び六十四号
六十五号及び六十六号

○東北地方整備局告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局秋田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　四十六号　岩手県岩手郡雫石町橋場字竜川山地先から秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成

住　所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十二年十二月七日から本協定の存続する日まで

○北陸地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市柴野内柴字早稲田八四五番一から同市柴野内柴字下野一〇二六番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

登り上り川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十五年内務省告示第三十七号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県朝来市田路字助ケ谷
四八四番から四八八番まで
四九二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県朝来市田路字助ケ谷
五二番　一号から三号まで
五〇番　四号から六号まで
四八七番　七号

○四国地方整備局告示第百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十二年十二月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　とくしま建築住宅センター

三　(1)　役員の氏名の変更

変更前	田坂精一郎
変更後	善相原浩司

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月十一日

○九州地方整備局告示第百四十九号

菊池川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省九州地方整備局及び同局菊池川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　九州地方整備局長　岡本　博

現告示図面（昭和五十一年三月十六日付建設省告示第四百号、平成十九年七月十二日付九州地方整備局告示第百三十号及び平成十九年十月二十三日付九州地方整備局告示第百五十九号）中第一号図から第三十七号図を改め、第三十七号図の後に第三十八号図から第四十六号図を加え、各号図の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○北海道開発局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美唄市字チャシュナイ八六九番九から同市字チャシュナイ八五七番五まで	前	三〇・〇〇～三五・三〇 メートル	〇・一八三 キロメートル
	後	三〇・〇〇～三五・三〇	〇・一八三
美唄市字チャシュナイ一〇一五番九から同市字チャシュナイ八五九番五まで	前	三一・〇〇～三二・一〇	〇・〇七五
	後	三〇・〇〇	〇・〇七五